

平日プレミアムパス利用規約

AYUTAKI Weekly Premium Pass

第1条 (目的)

本規約は、鮎滝カントリークラブ（以下「当クラブ」という）が提供する「平日プレミアムパス」（以下「本制度」という）の利用条件を定め、円滑な運営およびサービス品質の維持向上を目的とする。

第2条 (定義)

本制度における「利用者」とは、当クラブが定める手続きにより申込みを行い、当クラブが承認した個人をいう。

第3条 (制度概要)

本制度は、平日におけるキャディ付プレーを対象とし、紹介制により利用できる特別優待制度である。

第4条 (申込資格)

本制度の申込みは、当クラブの本会員から紹介を受けた者に限る。

第5条 (募集)

募集開始は2026年6月とする。

第6条 (利用期間)

利用期間は承認日より1年間とする。継続利用を希望する場合は、当クラブの定める手続きにより更新するものとする。

※更新時の登録料は不要とする。

第7条 (費用)

利用者は以下の費用を負担する。

- 登録料：20,000円（税込）
- 年会費：15,000円（税込）

なお、いかなる場合も原則として返金はない。

第8条 (利用条件)

本制度の利用条件は以下のとおりとする。

- 利用は平日に限る
- 事前予約制とする
- 他の割引制度との併用は不可とする
- 1日10組限定運用とする
- 当クラブが必要と判断した場合、利用制限を行うことができる（競技や貸切などの場合、枠が確保できないことがある）
- 受付時にプレミアムパスを掲示する

第9条 (料金)

プレー料金は当クラブが別途定める優待料金を適用する。

第10条 (禁止事項)

利用者は以下の行為を行ってはならない。

- ・利用権利の譲渡・貸与
- ・予約枠の不正利用
- ・当クラブの運営に支障をきたす行為

第11条 (資格取消)

利用者が本規約に違反した場合、当クラブは事前通知なく利用資格を停止または取消することができる。

第12条 (免責事項)

天候、災害、施設故障その他やむを得ない事由によりサービス提供が困難となった場合、当クラブはその責任を負わない。

第13条 (終了)

当クラブは、運営上の必要に応じて、本制度を1ヶ月前の告知をもって終了できるものとする。

第14条 (規約の変更)

当クラブは必要に応じて本規約を変更できるものとし、変更後の内容は当クラブが定める方法により通知する。

第15条 (準拠)

本規約に定めのない事項については、当クラブの運営方針に従うものとする。